



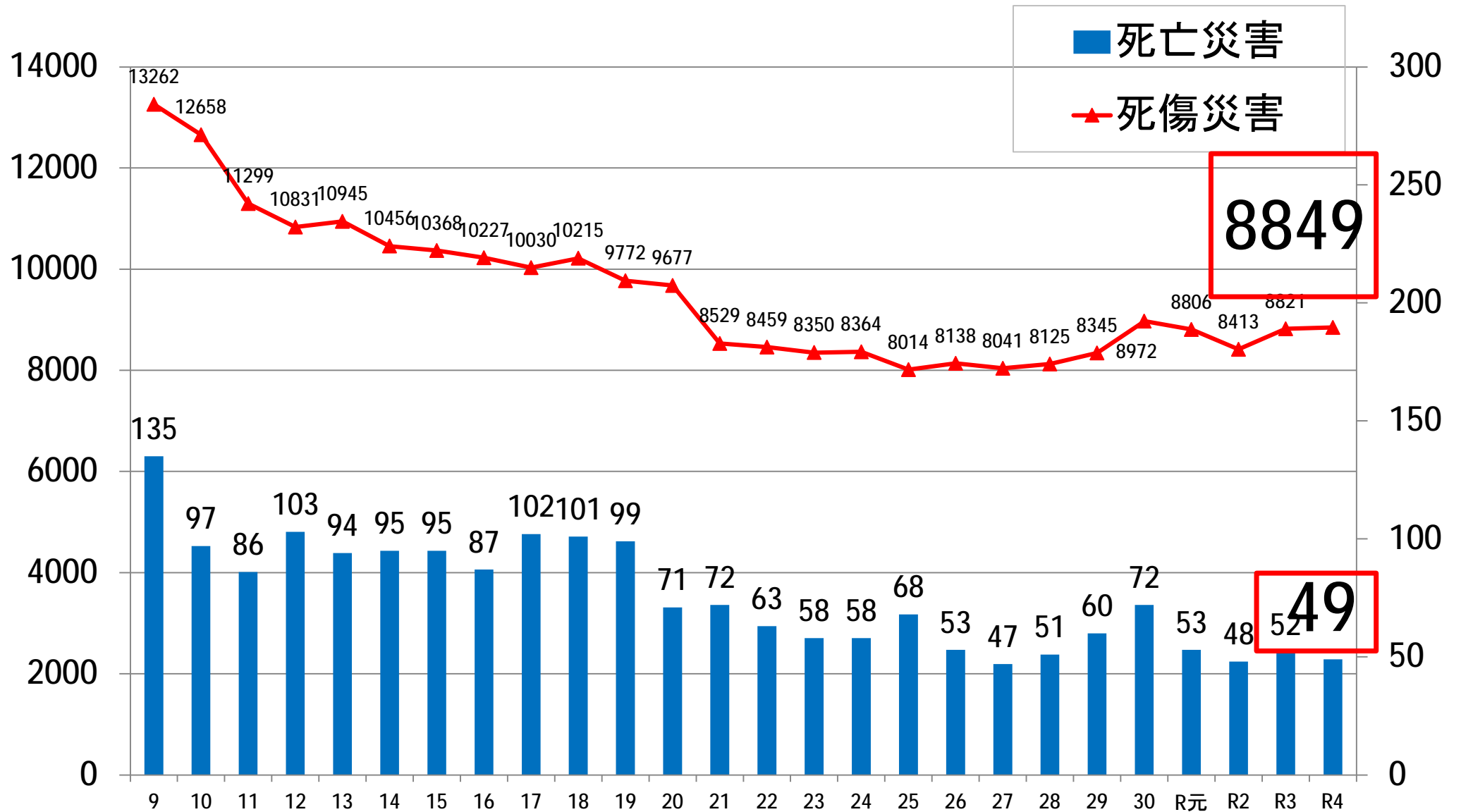
建設工事における労働災害防止 の重点施策について

大阪労働局 労働基準部
安全課 高村泰弘



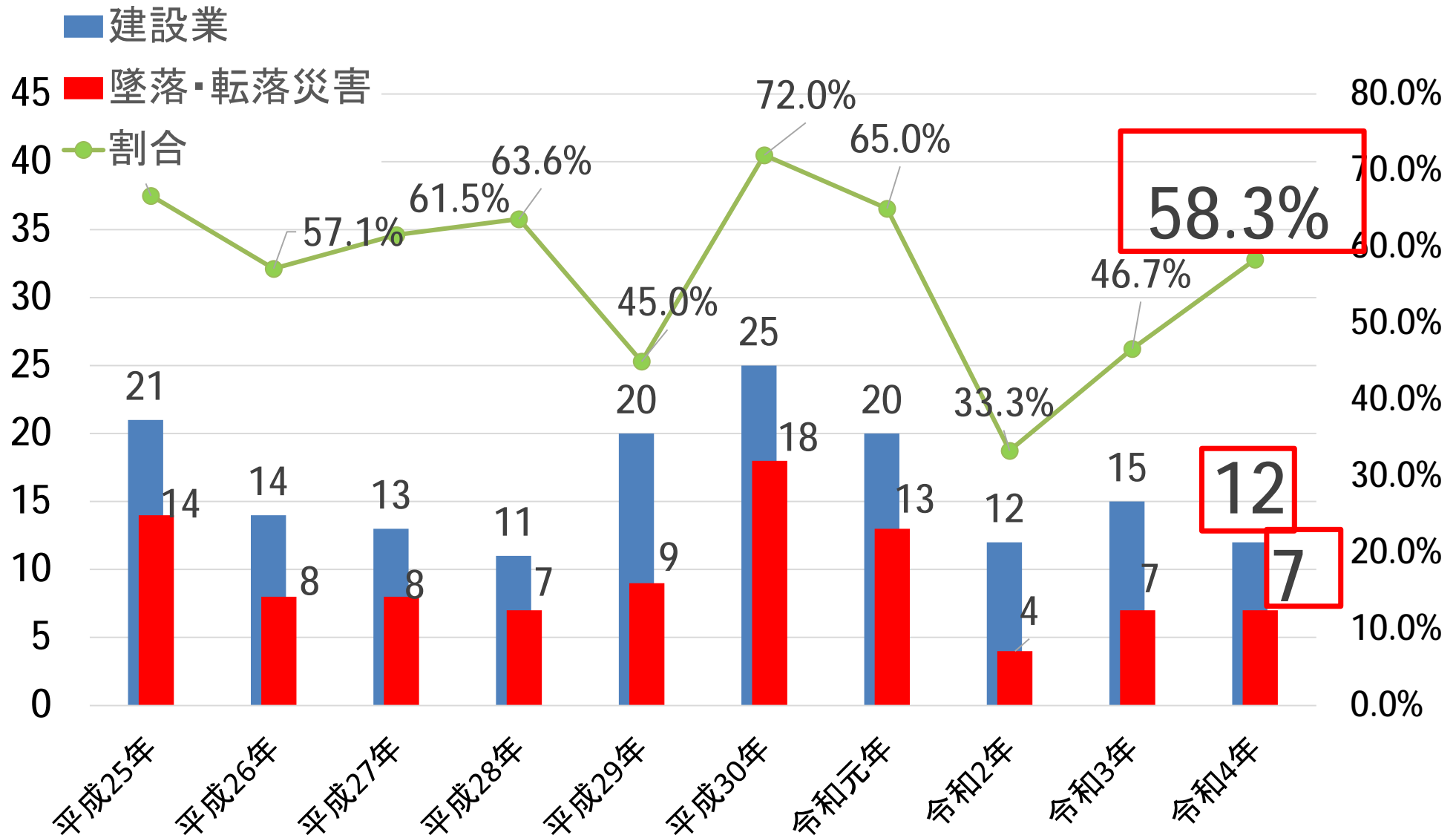
1 労働災害発生状況

労働災害発生件数の推移(全産業・大阪)



※ 令和2年、3年の数値については、新型コロナウイルス感染症による災害を除く

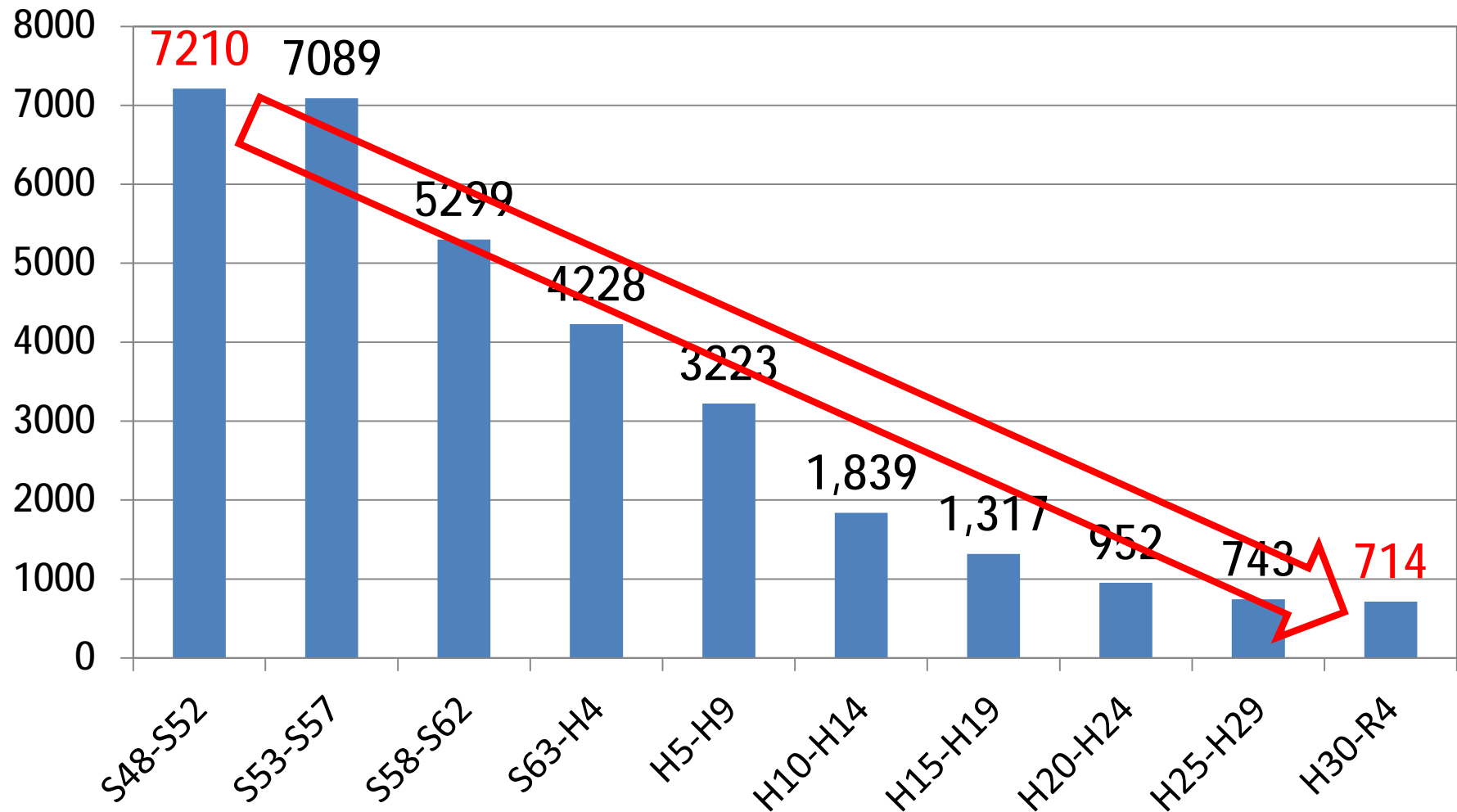
建設業の死亡災害における墜落・転落災害の占める割合(大阪)



全国平均では約4割

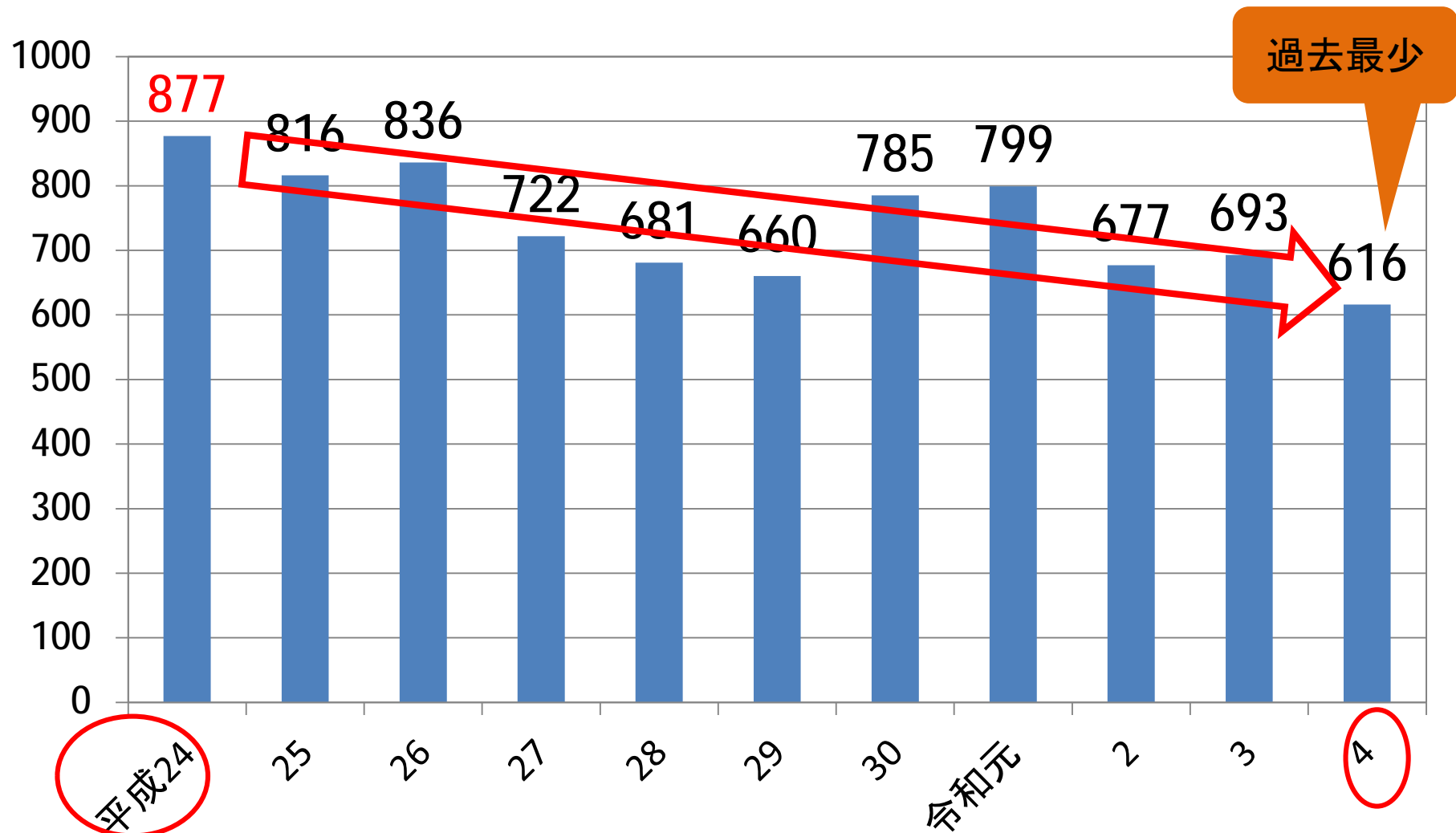
労働災害発生件数の推移(建設業・大阪)

○ 長期的には大幅に減少 半世紀で10分の1以下



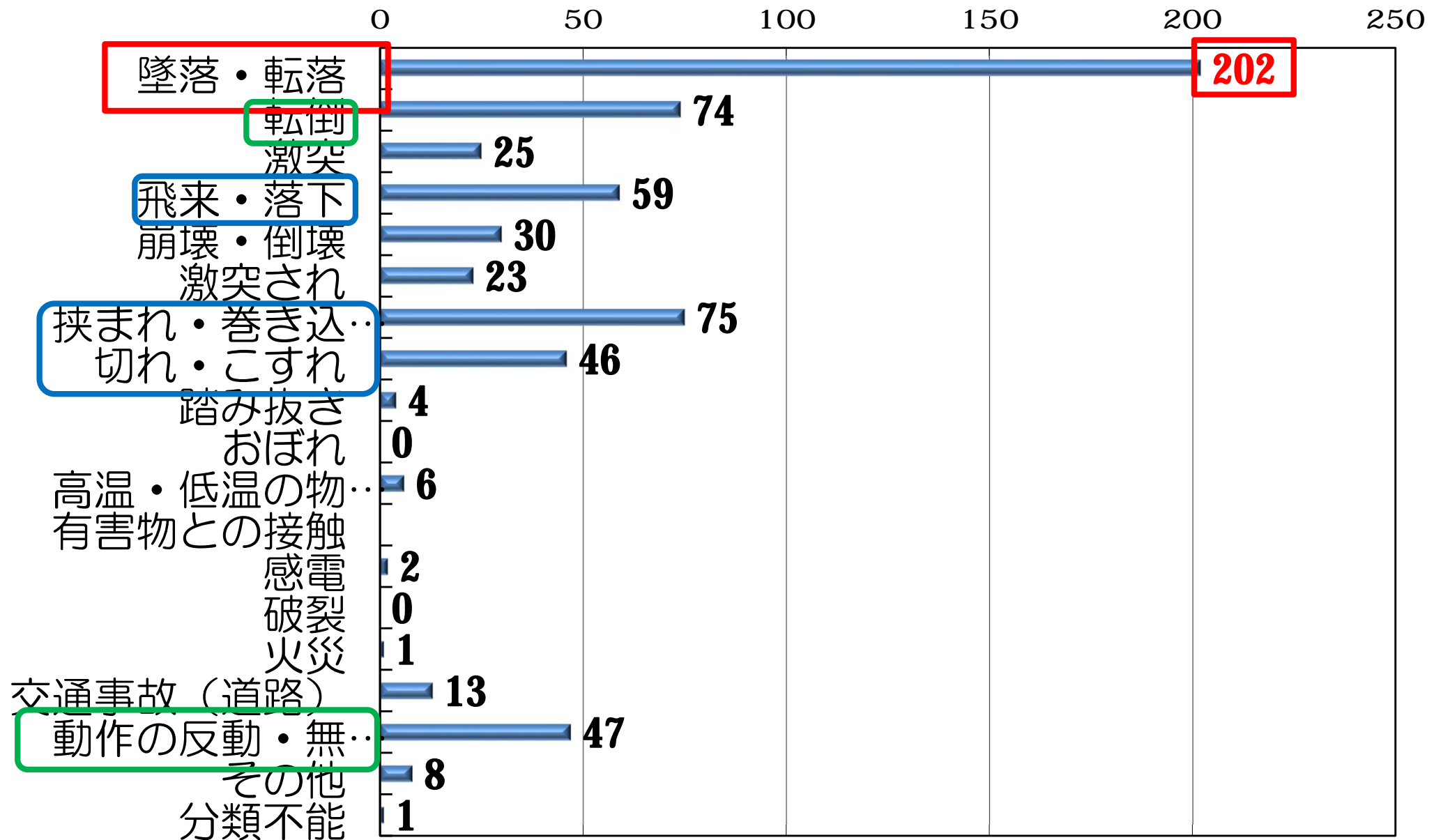
労働災害発生件数の推移(建設業・大阪)

○ 長期的な減少は堅調 過去10年間では約3割減

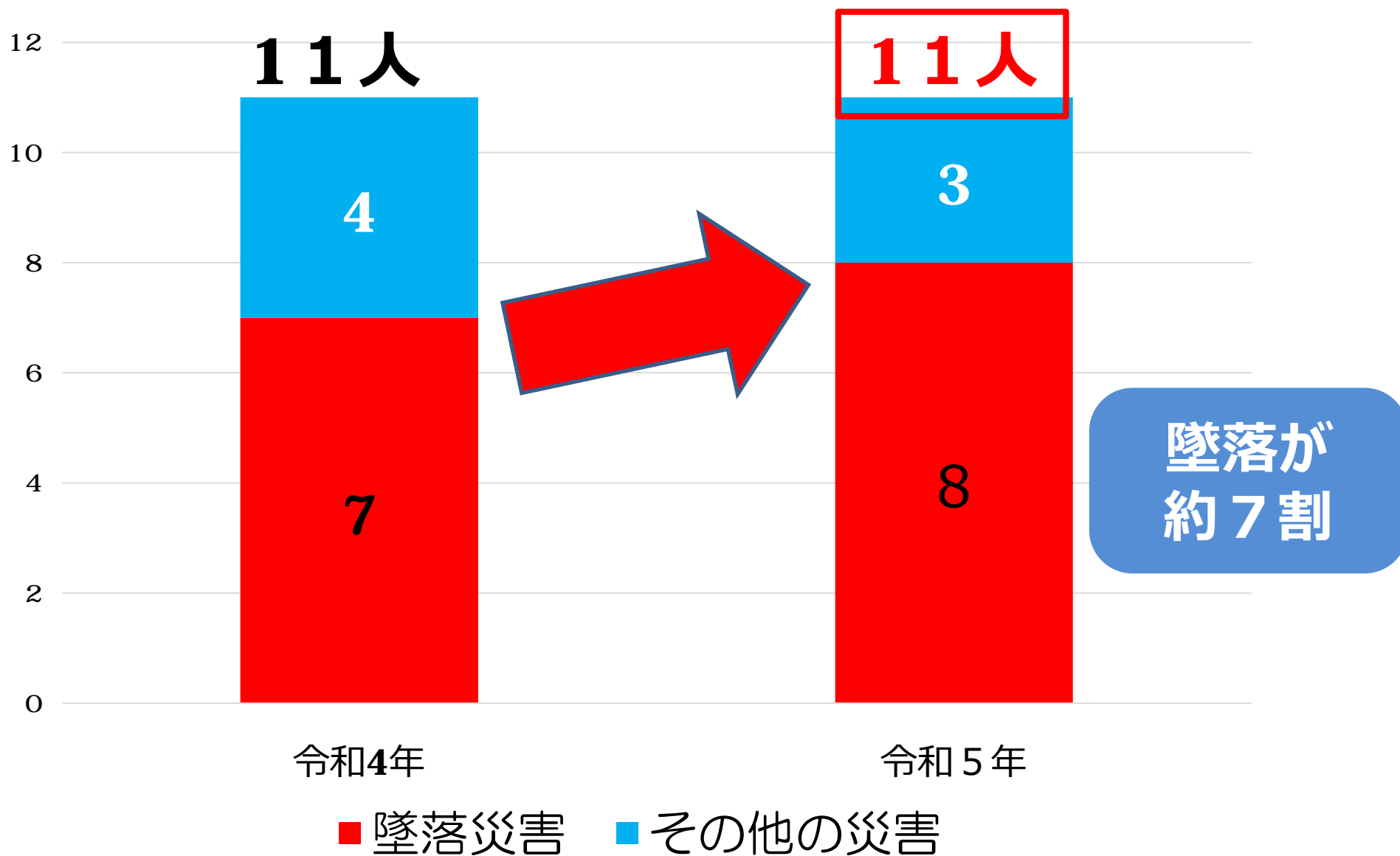


令和4年 建設業における死傷災害(大阪)
616人

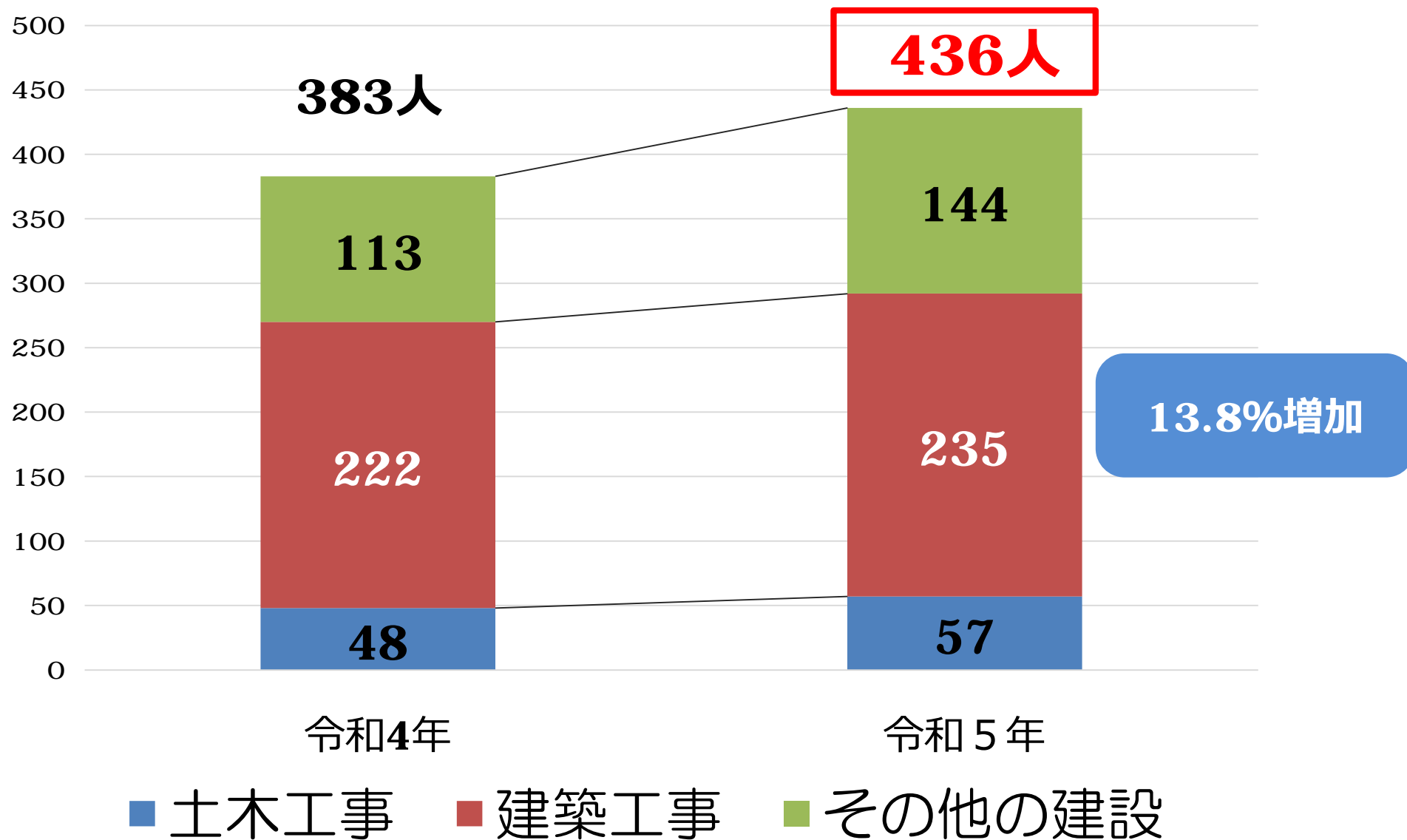
事故の型別 発生状況



令和5年建設業における死亡災害発生状況（9月末）



令和5年建設業における死傷災害発生状況（9月末）





2 大阪労働局の取組

大阪労働局第14次労働災害防止推進計画

8 つ の 重 点 対 策

高年齢労働者
の労働災害防止
対策の推進

労働者の作業行動
に起因する労働災害
防止対策の推進

多様な働き方への対応
や外国人労働者等の
労働災害防止対策の推進

自発的に安全衛生対策
に取り組むための
意識啓発

大阪労働局第14次労働災害防止推進計画

8 つ の 重 点 対 策

個人事業者等
に対する
安全衛生対策の推進

業種別の
労働災害防止対策
の推進

労働者の
健康確保対策
の推進

化学物質等
による健康障害
防止対策の推進

大阪労働局第14次労働災害防止推進計画

■ 計画の目標（安全関係、アウトプット指標）

2027年までの目標として

- ① **転倒災害対策**に取り組む事業場の割合を**50%以上**とする。
- ② **エイジフレンドリーガイドライン**に基づく**高年齢労働者の安全衛生確保の取組み**を実施する事業場の割合を**50%以上**とする。
- ③ **母国語に翻訳された教材、視聴覚教材**を用いるなど**外国人労働者**に分かりやすい方法で災害防止の**教育**を行っている事業場の割合を**50%以上**とする。
- ④ **建設業**
墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む**建設業の事業所**の割合を**85%以上**とする。

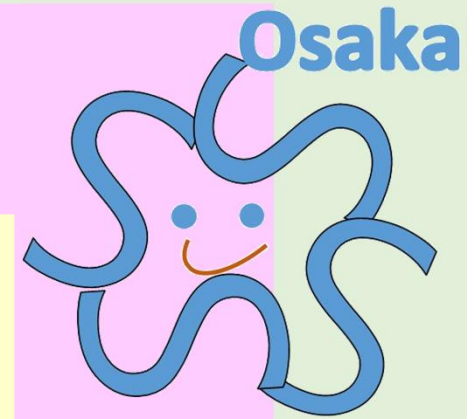
大阪労働局第14次労働災害防止推進計画

■ 計画の目標（安全関係、アウトカム指標）

2027年までの目標として

- ① 増加傾向にある転倒の**年齢層別死傷者数**を2022年の死傷者数以下にする。
転倒による平均休業見込み日数を40日以下とする。
- ② 増加が見込まれる**60歳代以上**の死傷者数を2022年の死傷者数以下にする。
- ③ **外国人労働者**の死傷者数を2022年の死傷者数以下にする。
- ④ 建設業の死亡者数を2022年と比較して15%以上減少させる。

大阪発・新4S運動



スローガン

「安全」は人々を満足させ、
輝く笑顔にします

Safety (安全)

Satisfy (満足)

Shine (輝く)

Smile (笑顔)



大阪発・新4S運動

「安全」は人々を満足させ、輝く笑顔にします

安全見える化
活動

リスク評価推
進活動

安全Study
活動

命綱GO
活動

※大阪労働局HPに特設ページを掲載しています



大阪発・新4S運動

検索



いのちつなごう
命綱GO活動

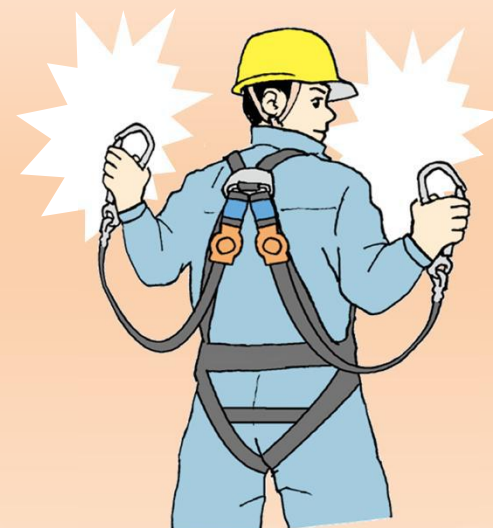
墜落制止用器具はフルハーネス型が原則です！



命綱 使ってつなGO 大切な命

二丁掛けフルハーネス型

墜落制止用器具を使用しましょう！！



大阪発・新4S運動

命綱GO活動 実施中

墜落制止用器具を製造、輸入、使用、販売する皆様へ

墜落制止用器具の規格第9条に基づく

「適切な表示」※

の有無をご確認ください。

「墜落制止用器具の規格」に基づく表示の例

※最低限以下の項目が表示されているものを言います。

墜落制止用器具
本体

種類：フルハーネス型又は胴ベルト型
製造者名：〇〇社
製造年月：20〇〇年〇月

ショック
アブソーバ

種別：第一種又は第二種
最大自由落下距離：〇.〇m
使用可能な重量：〇〇kg
落下距離：〇.〇m

「適切な表示」が無いものは、
必要な性能を有していないおそれがあり、
法令違反となります。
販売及び使用は絶対にしないでください。

墜落制止用器具の購入に当たっては、規格不適合品を購入しないよう、左の「規格不適合の墜落制止用器具の使用中止と回収について」を確認（下の二次元コードから）のうえ、購入するようお願いいたします。

ご注意ください。





3 法令の改正について

足場からの墜落防止措置が強化されます

一側足場の使用範囲の明確化

足場点検時の点検者の指名

足場組立等の後の点検者の氏名の記録・保存

昇降設備の設置及び保護帽の着用が 必要な貨物自動車の範囲の拡大

R5.10.1 施行

トラックでの荷役作業時における
安全対策が強化されます。



最大積載量2トン以上の貨物自動車で、荷役作業時の昇降設備の設置・保護帽着用の義務付け

石綿障害予防規則の改正について

主な改正事項

写真等による作業の実施状況の記録

工事開始前の石綿の有無の調査(方法の明確化)

解体・改修工事に係る事前調査結果等の
報告制度の新設

令和5年**10月1日**
着工の工事から!!

事前調査は、 「建築物石綿含有建材調査者」 が行う必要があります！

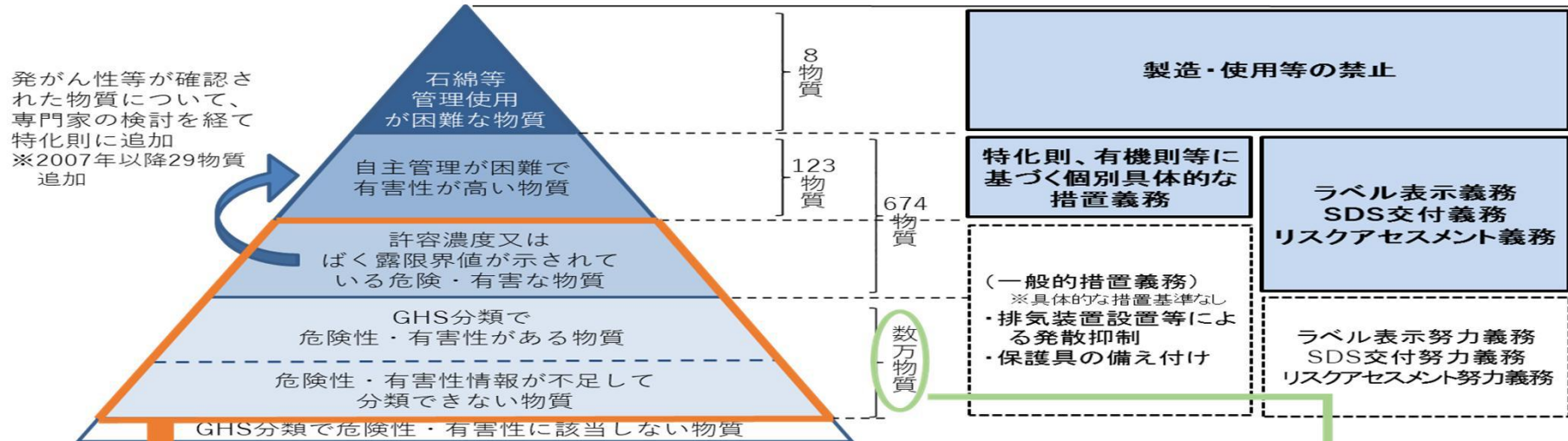
※

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者
(一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定)
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト
調査診断協会に登録された者

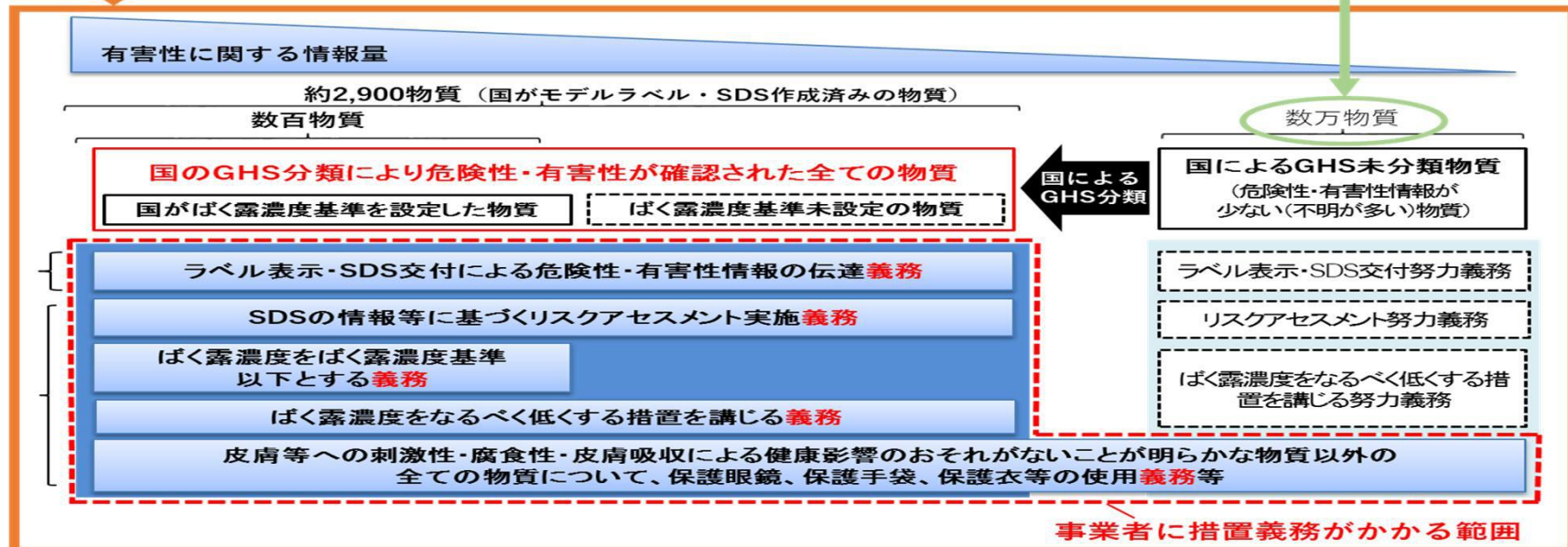


新たな化学物質規制

<現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）>

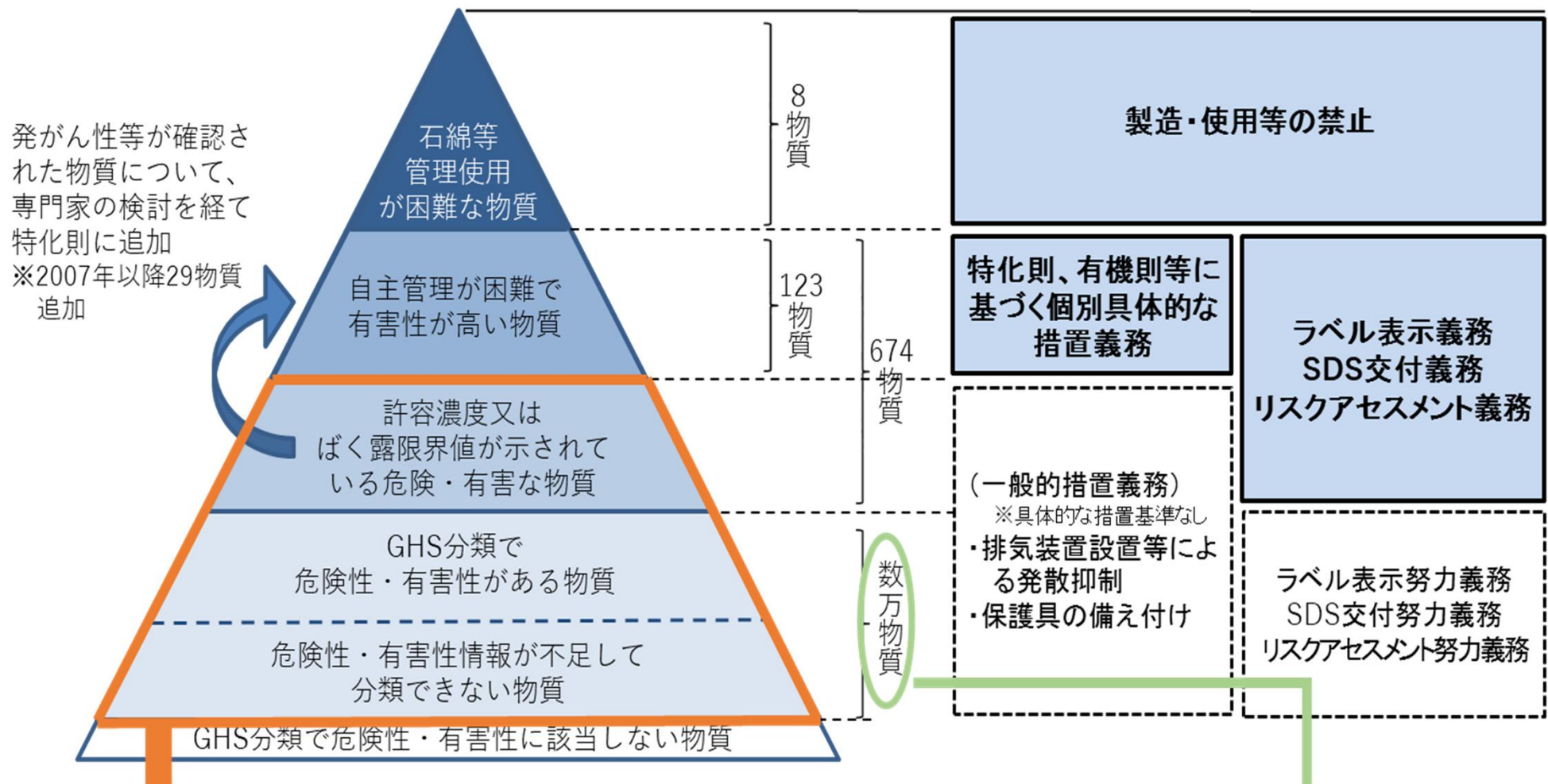


<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>



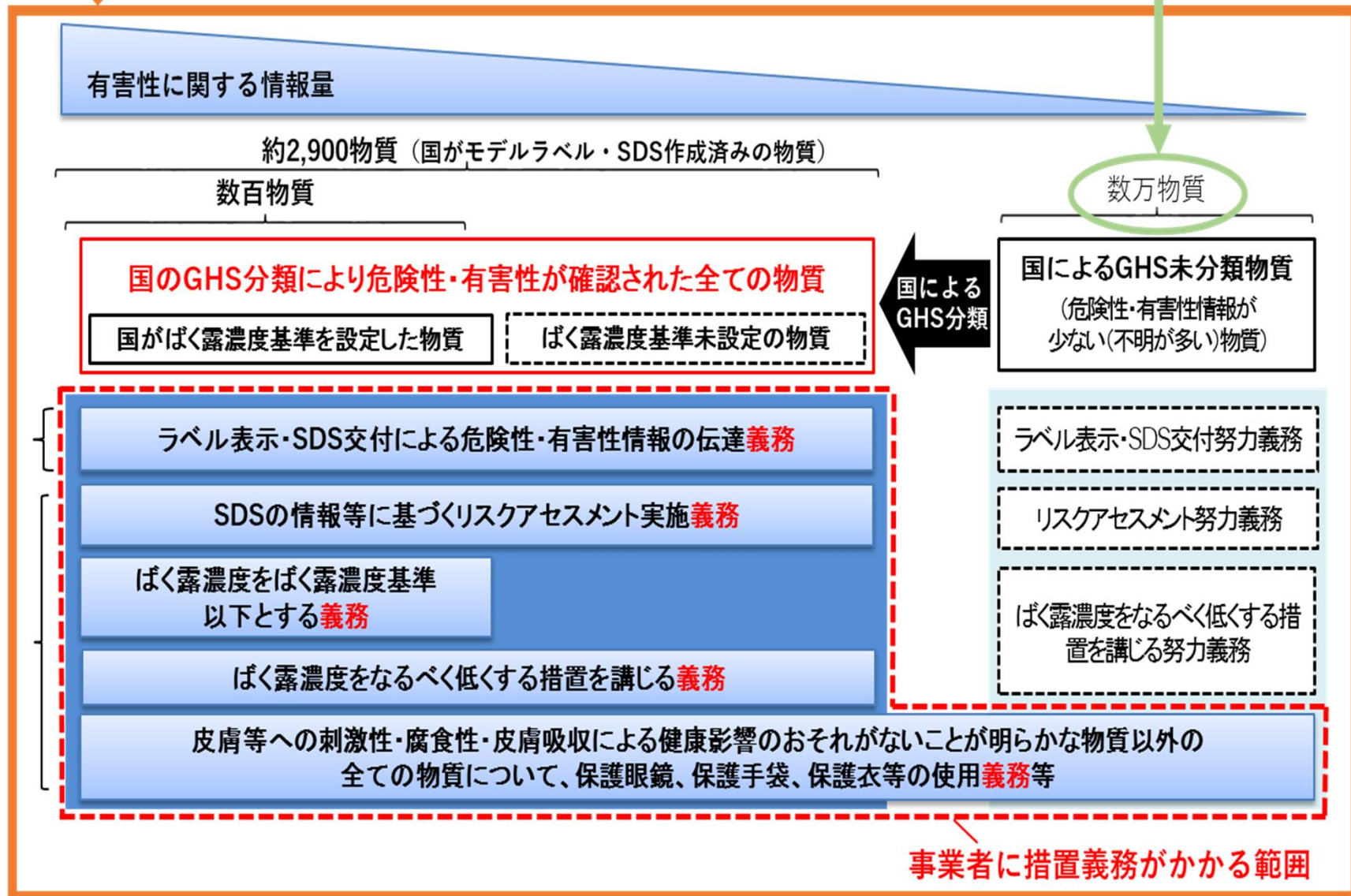
新たな化学物質規制

<現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）>



新たな化学物質規制

<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>



新たな化学物質規制

皮膚等障害化学物質への直接接触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性又は皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる有害性に応じて、当該物質又は当該物質を含有する製剤（皮膚等障害化学物質）を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、労働者に皮膚障害等防止用保護具を使用させることとする。

①健康障害を起こすおそれのあることが明らか物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者

→ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用

健康障害のおそれ	2023(R5) 4.1	2024(R6) 4.1
明らか(①)	努力義務	義務
ないことが明らかでない(②)	努力義務	
ないことが明らか	(皮膚障害等防止用保護具の着用は不要)	

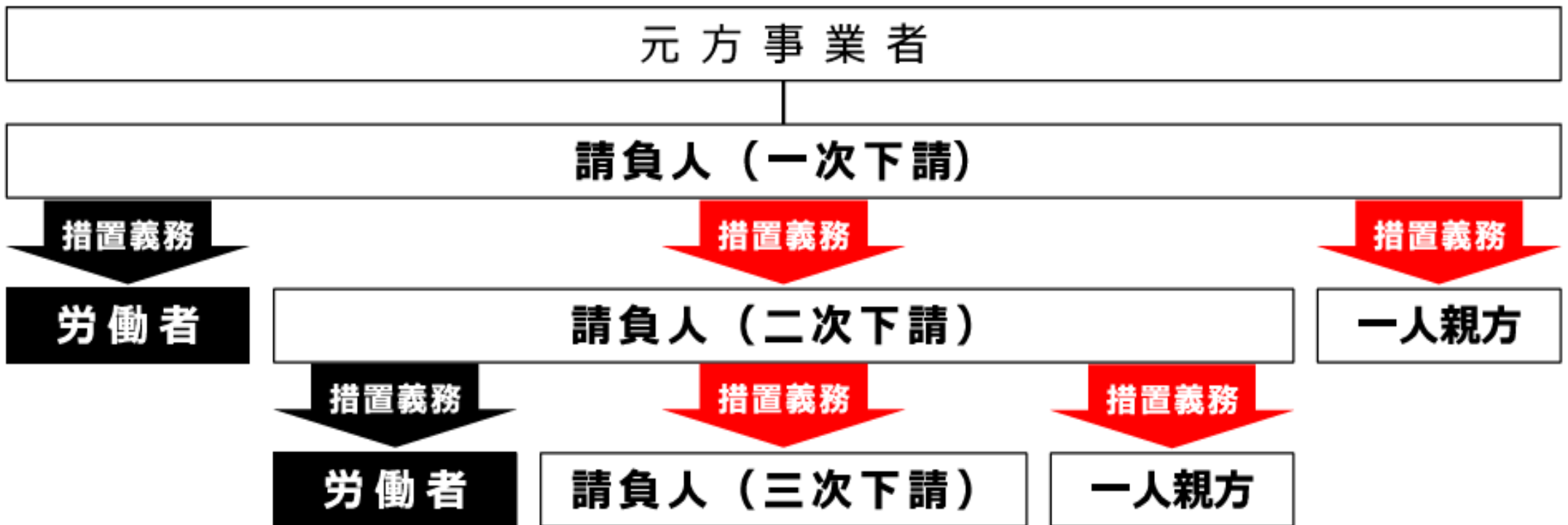
一人親方等の安全衛生対策

1 作業を行わせる一人親方等に対する措置の義務化

- 局所排気装置等の設備を稼働させる等の配慮
- 作業方法の周知
- 保護具使用の周知

一人親方等の安全衛生対策

配慮や周知義務の相手方について



一人親方等の安全衛生対策

2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

- 保護具使用の周知。
- 立入禁止、喫煙・飲食禁止
- 退避
- 化学物質の有害性等の見やすい箇所への掲示

建設業の事業主の皆さまへ

令和6年4月1日から 時間外労働の上限規制が適用されます



平成31年4月1日、改正労働基準法が施行されました。

時間外労働の上限規制

時間外労働・休日労働をさせるためには、36協定の締結・
監督署への届出が必要です。

労働時間・休日に関する原則

法律で定められた労働時間の限度

1日 8時間 及び **1週 40時間**

法律で定められた休日

毎週少なくとも1回

これを超えるには、
36協定の締結・届出が必要です。
(様式第9号の4)

令和6年4月1日から 時間外労働の上限規制が適用されます



令和6年4月1日以降、時間外労働の上限は

原則 月45時間・年360時間

臨時的な特別の事情があり、労使で合意する場合（特別条項）でも、次の上限を超えることはできません。

- ・時間外労働が年720時間以内
- ・時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- ・時間外労働と休日労働の合計の「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1か月当たり80時間以内
- ・時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月まで

※災害の復旧・復興の事業に関しては、上限規制は適用されません。

騒音障害防止のためのガイドラインの改訂

ガイドライン改訂の主なポイント

■騒音障害防止対策の**管理者の選任**を追加

■**聴覚保護具の選定基準**の明示

■騒音レベルの**新しい測定方法**の追加

■**騒音健康診断の検査項目**の見直し

定期健康診断（騒音）における**4,000Hzの聴力検査の音圧を、40dBから25dBおよび30dBに変更**

雇入れ時または配置替え時や、定期健康診断（騒音）の二次検査での聴力検査に、**6,000Hz**の検査を追加